

縦覧告示第98号

広坂2地区地域計画を策定するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月28日法律第65号）第19条第7項の規定により当該地域計画（案）を当該公告の日から2週間縦覧を行います。

令和7年6月24日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

1 広坂2地区地域計画（案）の縦覧期間

日時 令和7年6月24日（火）～令和7年7月7日（月）
8時30分から17時15分まで

2 広坂2地区地域計画（案）の縦覧場所

太子町経済建設部産業経済課 太子町鵜280－1
利害関係者は当該縦覧期間満了の日までに、意見を提出することができる。

3 意見書の提出方法及び提出期限

- （1）提出方法：窓口のみとします。
- （2）提出期日：公告の日から2週間（縦覧期間と同じ）

4 意見書提出の際の留意事項

- ・意見書は、広坂2地区地域計画（案）に対する意見以外には提出することは出来ない。
- ・意見書には、個人の場合にあっては、住所、氏名、職業を、法人の場合にあっては、法人名、代表者名、事業所の所在地を記載すること。
- ・意見書は、日本語により記載されたものに限る。
- ・提出された意見書は、その内容を公表する場合がある。

5 提出された意見書の取扱い

- ・提出された意見については、必要に応じ広坂2地区地域計画（案）の修正意見として取り入れることとする。なお、その際には、太子地域計画の変更公告時にその処理結果を公表する。
- ・提出のあった意見には個別の回答はせず、広坂2地区地域計画の公告時に、意見の要旨とその処理結果を併せて公告する。